別表農林水産省の部農林水産技術会議事務局の項中「筑波事務所の所長、次長及び研究交流管理官」を「国際研究官」に、「調整室長」を「国際研究専門官（国際研究官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　研究専門官（研究開発官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に、「研究専門官（研究開発官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を「筑波産学連携支援センター長」に、「筑波事務所の課長」を「筑波産学連携支援センターの課長」に改め、同部農林水産政策研究所の項中「部長」を「課長」に、「政策研究調整官　課長」を「政策研究調整官」に改め、同部地方農政局の項中「部次長　企画調整室長　課長」を「地方参事官　企画調整室長　調整官（企画調整室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　総務管理官　課長　厚生官」に、「人事課」を「総務課」に、「消費・安全調整官」を「会計専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　消費・安全調整官　消費・安全管理官」に、「地域統計室長　室長補佐（企画調整室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を「多面的機能支払推進室長」に、「農政情報調整官」を「農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　主任農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政推進官　主任広域監視官（服務に関する事務を担当する者に限る。）　総括広域監視官　主任農政業務管理官（服務に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政業務管理官　主席統計専門官（服務に関する事務を担当する者に限る。）　総括統計専門官」に改め、同部地方農政局の地域センターの項を削り、同部北海道農政事務所の項中「次長」を「次長　地方参事官　地方調整官　企画調整室長　部長」に、「企画調整室長　部長　課長」を「課長　厚生官　調整官」に、「会計室長　産業統括監」を「特別会計室長　食品企業調整官　消費・安全管理官」に、「地域統計室長　課長補佐（管理）　農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　主任農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政推進官　会計専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政業務管理官　総括広域監視官　総括統計専門官」に改め、同部北海道農政事務所の地域センターの項を削る。

別表水産庁の部内部部局の項中「生態系保全室長　内水面漁業振興室長」に、「白嶺丸の一等航海士を除く」を「一等航海士については、勤務時間の管理に関する事務を担当する者に限る」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「経理審査官」を「経理審査官（会計課に所属する者に限る。）」に改め、「リサイクル企画官」を削り、同項の次に次のように加える。

電力取引監視等委員会事務局	事務局長　課長　統括ネットワーク事業管理官　課長補佐（総括）

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「電力・ガス事業監査管理官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十七年八月三十一日」を「平成二十七年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

農地集積促進室長	農業経営体育成支援室長
保険数理室長	日本型直接支払推進室長
農村環境対策室長	鳥獣対策室長
海外土地改良技術室長	施設保全管理室長
多面的機能支払推進室長	課長補佐（総括）
災害対策室長	安全政策課、食品産業局総務課、農村振興局総務課又は農村計画課に所属する者に限る。）　統計企画管理官補佐（統計企画管理官の職務全般について
農業用水対策室長	施工企画調整室長
農業環境対策室長	経営体育成基盤整備推進室長
農業保険室長	経営・組織対策室企画課、生産振興課、経営局総務課、消費・安全政策課、農村振興局総務課又は農村計画課に所属する者に限る。）　統計企画管理官の職務全般について
農業保険室長	中山間地域対策室長
農業保険室長	女性活躍推進室長
農業保険室長	課長補佐（総括）
農業保険室長	課長補佐（管理）
農業保険室長	課長補佐（保険監理官の職務全般について